

庁 中 一 般
区 役 所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前				改 正 後			
別表第 1（区役所共通代決権限事項） 人事・服務関係				別表第 1（区役所共通代決権限事項） 人事・服務関係			
	区長	部長	課長		区長	部長	課長
(略)				(略)			
12		名古屋 市旅費条 例第23条 の規定に よる相当 職の決定 に関する こと。		12		名古屋 市旅費条 例第22条 の規定に よる相当 職の決定 に関する こと。	
(略)				(略)			
別表第 3（区長及び社会福祉事務所長の権 限に係る代決権限事項）				別表第 3（区長及び社会福祉事務所長の権 限に係る代決権限事項）			
(略)				(略)			
民生子ど も課長	(略)			民生子ど も課長	(略)		
	8	(略)			8	(略)	
					9	児童福祉法第21条の 18第 1 項による勸奨及 び支援並びに同条第 2 項による措置に関する	

	<u>9</u> ～ <u>38</u>	(略)
(略)		
福祉課長	(略)	
	<u>4</u>	(略)
	<u>5</u> ～ <u>49</u>	(略)
(略)		
区民福祉課長	(略)	
	<u>9</u>	(略)
	<u>10</u> ～ <u>45</u>	(略)
	<u>46</u>	(略)
	<u>47</u> ～ <u>88</u>	(略)
(略)		

別表第 4（保健所長の権限に係る代決権限事項）

保健センター所長	(略)	
	<u>22</u>	(略)

		<u>こと。</u>
	<u>10</u> ～ <u>39</u>	(略)
(略)		
福祉課長	(略)	
	<u>4</u>	(略)
	<u>5</u>	<u>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第13条による面会の制限に関すること。</u>
	<u>6</u> ～ <u>50</u>	(略)
(略)		
区民福祉課長	(略)	
	<u>9</u>	(略)
	<u>10</u>	<u>児童福祉法第21条の18第 1 項による勧奨及び支援並びに同条第 2 項による措置に関すること。</u>
	<u>11</u> ～ <u>46</u>	(略)
	<u>47</u>	(略)
	<u>48</u>	<u>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第13条による面会の制限に関すること。</u>
	<u>49</u> ～ <u>90</u>	(略)
	(略)	

別表第 4（保健所長の権限に係る代決権限事項）

保健センター所長	(略)	
	<u>22</u>	(略)
	<u>23</u>	<u>名古屋市旅館業法等施行細則第15条による勧告に関すること。</u>

	<u>23</u> ～ <u>61</u>	(略)		<u>24</u> ～ <u>62</u>	(略)
(略)			(略)		

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。